

- 止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間に(指名停止の期間中を含む)、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- (指名停止の通知)
- 第4条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。
- 2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が物品及び業務委託等契約に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。
- (随意契約の相手方の制限)
- 第5条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- (指名停止に至らない事由に関する措置)
- 第6条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業務に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。
- (指名停止委員会の設置)
- 第7条 知事は、有資格業務の指名停止を審議するため、指名停止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (委員会の組織)
- 第8条 委員会の委員は、出納局長、会計課長、出納局政策調整審議員、管理調達課長及び管理調達課課長補佐をもって充てる。
- 2 委員会に会長を置き、出納局長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (委員会の審議)
- 第9条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要により会計規則第2条第3号に規定する課局及び同条第2号に規定する地方支出機関(以下「主務課」という。)の長の出席を求めることができる。
- (議決の方法等)
- 第10条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 会長は、審議の結果を知事に報告するものとする。
- 3 委員会は、公開しない。
- (報告等)
- 第11条 主務課の長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、速やかに様式第4号による報告書をその所属する部(局)長を経由して出納局長に提出するものとする。
- 2 出納局長は、知事が有資格業者について第2条第1項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに、関係機関(県の機関に限る。)の長に通知するものとする。
- (庶務)
- 第12条 委員会の庶務は、出納局管理調達課において処理する。

附 則  
この要領は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係） 虚偽記載及び契約違反等による措置基準

| 措 置 要 件   | 期 間   |
|---|---|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 物品及び業務委託等契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品及び業務委託等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑な履行)</p> <p>2 物品及び業務委託等契約の履行に当たり、過失により粗悪な履行を行ったと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 県内において、県以外の締結する契約（建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託に係る契約を除く。）の履行において、かしが重大であると認められるとき。</p> <p>(契約違反等)</p> <p>4 物品及び業務委託等契約の履行に当たり、第2号に掲げる場合のほか契約に違反し、物品及び業務委託等契約の相手方として不適当であると認められるとき、又は正当な理由がなく契約を締結しないとき。</p> | <p>当該認定をした日から<br/>1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から<br/>1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から<br/>1箇月以上3箇月以内</p> <p>当該認定をした日から<br/>2週間以上4箇月以内</p> |

## 別表第2（第2条、第3条関係） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件   | 期 間   |
|---|---|
| <p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が熊本県の職員（以下「県職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約（建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託に係る契約を除く。）を締結する事務所をいう。）を代表とする者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関（国、地方公共団体、公社及び公団をいう。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>3 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品及び業務委託等契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>5 物品及び業務委託等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品及び業務委託等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>   | <p>当該認定をした日から</p> <p>2 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p>   |

| 措 置 要 件  | 期 間                                      |
|--|--|
| <p>(談合)</p> <p>6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次に掲げる場合を除く。)</p>   | <p>逮捕又は公訴を知った日から<br/>2 箇月以上 1 2 箇月以内</p> |
| <p>7 物品及び業務委託等契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>   | <p>逮捕又は公訴を知った日から<br/>3 箇月以上 1 2 箇月以内</p> |
| <p>(暴力団又は暴力団関係者の利用等)</p> <p>8 有資格業者である個人、有資格業者の役員、その使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、次のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>(1) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したとき。</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したとき。</p> <p>(3) 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用したとき。</p> | <p>当該認定をした日から<br/>2 箇月以上 6 箇月以内</p>      |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>  | <p>当該認定をした日から<br/>1 箇月以上 9 箇月以内</p>      |
| <p>10 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金刑を宣告され、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>  | <p>当該認定をした日から<br/>1 箇月以上 9 箇月以内</p>      |